

第2号様式

附属機関等の会議開催予定通知書

会議の名称	山口県条例審議会		
議題	山口県迷惑行為防止条例の改正について		
日時	令和8年1月15日(木曜日) 14:00から15:30まで		
場所	共用第2会議室(本館棟4階)		
公開状況	公開	部分公開	非公開
部分公開の場合 その区分	公開部分		
	非公開部分		
非公開部分についての理由	山口県情報公開条例第23条第号該当 ()		
傍聴人の定員	10人		
会議開催前の報道発表等の有無	あり(1月8日予定)・なし		
傍聴の受付 ※傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守してください。	当日13時30分から、会議場において先着順に受け付ける。		
担当課名等	山口県総務部学事文書課法令班 電話番号(083)933-2145	内線2160	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。